

救急行政の沿革

<戦前>

- 昭和 6 年 10 月 (1931 年) 日赤大阪支部で救急業務開始
- 昭和 8 年 3 月 横浜市中区山下消防署で救急業務開始
その後、順次各地で救急業務を開始
名古屋市、東京市、京都市、金沢市、和歌山市、立川市、昭島市、国立町、八王子市

<自治体消防発足後>

- 昭和 22 年 5 月 (1947 年) 地方自治法の施行
- 昭和 23 年 3 月 消防組織法の施行により、自治体消防発足
・救急業務の根拠規定はなく、地方自治法の「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉の保持」や「罹災者の救護」等の一般的事務例示に基づき、任意に条例・規則を制定して対応。
- 昭和 30 年代 (1955 年～) 戦後復興に伴い、自動車数が伸び、交通事故が急増
- 昭和 38 年 4 月 消防法の改正により、救急業務が法制化される。
・人口 10 万人以上で、DID 人口 5 万人以上の市について、救急業務を実施しなければならないこととされた。
- 昭和 40 年代 (1965 年～) 救急業務を実施する市町村を順次拡大
- 昭和 42 年改正 ・人口 5 万人以上の市
- 昭和 43 年改正 ・人口 4 万人以上の市
- 昭和 44 年改正 ・人口 3 万人以上の市
- 昭和 45 年改正 ・人口 3 万人以上の市町又は人口 2 万～3 万人の市町村で交通事故の発生件数が人口 1 万人あたり概ね 50 件以上
- 昭和 46 年改正 ・人口及び交通事故の発生件数等を考慮して大臣指定
- 昭和 49 年改正 ・政令で定める市町村（消防本部及び消防署を設置する市町村）
※平成 15 年には、救急業務を実施する市町村に関する規定を削除（ほとんどの市町村で消防本部が設置されたこと等による）
- 昭和 61 年 4 月 (1986 年) 消防法の改正により、
①事故以外の急病人を対象とするとともに
②緊急避難としての応急処置を明文化
- 平成 21 年 5 月 (2009 年) 消防法及び消防組織法の改正により、
①消防の任務として救急業務を明確化するとともに
②傷病者の搬送及び受入れの実施基準を都道府県の所掌事務に加えた。